

# 一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体

## 内部通報制度規程

(公益通報者保護法対応)

### (目的)

第1条 この規程は一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体（以下当法人という。）のコンプライアンス規程第8条第1項に定める、「コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合」の報告及び相談、その他、当法人の倫理規程をはじめとする諸規程の遵守に関する質問や相談、その他の諸連絡をするための「報告・連絡・相談ルート」としての「ヘルpline制度」（内部通報制度）の設置や運営体制について定めることを目的とする。

本規程のヘルpline制度（内部通報制度）は、当法人の内部統制の一環と位置付けるものであるが、同時に、「公益通報者保護法」及び、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）」も踏まえて設置されるものである。

### (用語の定義)

第2条 この規程で使用する用語を、次のとおり定義する。

- (1) 従業者とは、当法人内で、直接又は間接に当法人の指揮監督を受けて当法人の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員（正職員、有期雇用契約職員、無期パートタイマー、有期パートタイマー、アルバイトなど）のみならず、役員（理事及び監事）、評議員、派遣社員、実習生、インターンシップに参加する学生、ボランティア等も含まれる。

### (対象者)

第3条 この規程は、第4条第2項第2号に規定するすべての窓口利用者に対して適用する。

### (報告・連絡・相談ルート)

第4条 従業者は、当法人に関するコンプライアンス違反またはそのおそれがある行為（以下「コンプライアンス違反行為等」という）を発見した場合は、コンプライアンス委員会に報告する。

## 2 ヘルpline制度（内部通報・相談窓口）

- (1) 当法人は、内部通報を当法人の内部統制の一環と位置付け、コンプライアンス違反行為等

を発見した者が、これを通報ないし相談するヘルplineとして、下記2つの窓口（以下「窓口」という）を設置する。

・コンプライアンス委員会ホットライン（内部窓口）

電話：（内部窓口の電話番号） Fax：（内部窓口のFax番号）

Eメール：（内部窓口のEメールアドレス）

について、別途決定し、対象者に周知する。

・外部窓口（弁護士事務所）

電話：（弁護士事務所の電話番号） Fax：（弁護士事務所のFax番号）

Eメール：（弁護士事務所のEメールアドレス）

について、別途決定し、対象者に通知する。

- (2) 窓口利用者は、当法人の全ての従業者（かつて従業者であった者を含む。）及びその親族、当法人と契約する資金分配団体の従業者、その他の当法人の取引先の従業者、並びに、休眠預金等活用交付金による助成又は貸付等を受ける者とする。
- (3) 窓口利用者は、通報ないし相談に際し、匿名とすることができます。  
当法人は、窓口利用者が実名とした場合、その個人情報を開示してはならない。
- (4) 当法人は、窓口利用者が不正目的で行ったものではない限り、窓口利用者に対していかなる不利益な取扱いもしてはならない。
- (5) コンプライアンス委員会は、通報・相談が予想される当法人内外の関係者に対し、窓口の存在を周知しなければならない。
- (6) 窓口担当者は、通報内容が法令等によって行政機関に通報ないし通告すべきものである場合、法令等にもとづく行政機関に対する通報ないし通告を速やかに行うよう、コンプライアンス委員会への連絡を行う。
- (7) 窓口は、リスク情報の管理などの一元化をはかるため、窓口に対する通報・相談内容が、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の取扱いに関する苦情等の場合においては、個人情報の苦情等受付処理窓口として、通報・相談を受け付けた上、解決処理担当者への連絡を行う。
- 3 窓口は、重要な通報内容については、受付後速やかに監事及び会計監査人にも連絡するものとする。
- 4 窓口が通報・相談を受けた後の対応（調査・是正措置・再発防止策の実施その他）については、コンプライアンス委員会の統轄の下に実施する。その際の手続等については、別途、内部通報相談制度取扱規程において定めるが、調査の要否決定、調査内容と結果、解決案の内容、是正措置案、再発防止策案、行政庁・行政機関等への報告内容、事実関係・再発防止策等

の公表内容については、それぞれ、稟議等所定の決裁承認手続きを得ることとする。

- 5 本条第2項第2号に定める窓口利用者となり得るものうち、労働者（労働基準報第9条に規定する労働者をいう。）に該当する者が、本条第2項第1号の当法人の設置する内部通報・相談窓口以外の外部の行政機関等に直接公益通報（公益通報者保護法第2条に規定する公益通報をいう。）をした場合において、公益通報者保護法第3条・第4条・第5条に定める解雇、労働者派遣契約の解除、その他の不利益取扱いをしてはならない。

#### 附 則

（規程の改廃）

第1条 この規程の改廃は、「規程等管理規程」による。

（実施時期）

第2条 この規程は内閣総理大臣の指定活用団体の指定の日から施行する。